

復興庁から、東日本大震災で被災された方にお知らせです。



住まいの復興給付金

2020年11月 申請相談会のお知らせ

無 料
予 約 不 要

申請の対象可否の相談、申請書の記入方法、申請に必要な書類、作成済み申請書類の審査前の確認など、ご質問に相談員が直接お答えします。開催スケジュールは裏面をご確認ください。

建築・購入で申請したときの給付額

■消費税率10%時・床面積が175㎡の場合

最大で
約 **150**万円

■消費税率8%時・床面積が175㎡の場合

最大で
約 **90**万円

住まいの復興給付金とは？

東日本大震災で所有していた住宅が被害に遭われた方で、消費税率8%引き上げ（2014年4月1日）以降に、新たに住宅を建築・購入または補修（工事費が税抜き100万円以上）し、その後居住する場合、消費増税分相当の給付が受けられます。

新築住宅を「建築・購入」または中古住宅を「購入」した場合

- 対象者
 - ①被災住宅を所有していた方
 - ②再取得住宅を所有している方
 - ③再取得住宅に居住している方
- 対象住宅 消費税率8%引き上げ以降に、建築・購入した新築住宅、または宅建業者が販売した中古住宅
※個人が売主の中古住宅は非課税のため対象外
- 給付額 再取得した住宅の床面積（上限175㎡）、給付単価、および持分割合に応じて給付。

被災した住宅を「補修」した場合

- 対象者
 - ①被災住宅を所有している方
 - ②被災住宅の補修工事を発注した方
 - ③補修した被災住宅に居住している方
- 対象住宅 消費税率8%引き上げ以降に、補修（工事費が税抜き100万円以上）した被災住宅
- 給付額 被災時点での被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価を掛けた額と実際に支払った補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額のどちらか少ない方を給付。

- ・上記①～③の要件すべてを満たしていない場合でも、各要件を有する方が共同で申請することで給付を受けることができます。
- ・住宅を所有していなかった方、賃貸住宅にお住まいだった方、消費税率が5%の時に建築・購入あるいは補修した方は対象外となります。
- ・り災認定が「一部損壊」の方も対象（建築・購入で申請される場合は申請者自身によって被災住宅を取壊していることが必要）となります。
- ・申請は、家族や住宅事業者が手続きの代行をすることができます。
- ・申請期限は、住宅の引き渡しから1年以内（2021年12月31日までに引き渡された住宅が対象）です。
- ・給付申請できるのは「建築・購入」「補修」のいずれか1人1回までです。国土交通省所管の「すまい給付金」との併用はできません。
- ・申請書の他に、り災証明書等や被災住宅や再取得住宅の建物の不動産登記事項証明書等複数の書類が必要です。
- ・「補修」で申請する場合、補修した箇所の補修前・補修後の写真が必要です。申請前に必ず用意してください。

詳しくは、下記コールセンターまたはホームページでもご確認ください。



0120-250-460

住まいの復興給付金事務局コールセンター



<http://fukko-kyufu.jp>

住まいの復興給付金事務局ホームページ

フリーダイヤル（無料）

受付時間：9時～17時／土日祝日除く

一部のIP電話からは 022-745-0420（有料）

対象要件の詳細のほか、給付金額のシミュレーションも行えます。

2020年11月「住まいの復興給付金」申請相談会

	日時	会場	備考
岩手県	11月15日(日) 10:00~12:30 13:30~16:00	陸前高田市役所 4号棟 3階 第6会議室 (陸前高田市高田町字鳴石42-5)	住宅再建相談会併催
宮城県	11月14日(土) 10:00~16:00	石巻市役所 3階 36番窓口 (石巻市穀町14-1)	住宅再建相談会併催
福島県	11月 6日(金) 8:30~16:00	いわき市役所 生活再建市民総合案内 (いわき市平字梅本21)	
	11月 7日(土) 10:00~16:00	南相馬市民情報交流センター 中会議室 (南相馬市原町区旭町2-7-1)	

- 今後、新型コロナウイルスの更なる感染拡大等が発生した場合は、予定している申請相談会を中止とさせていただきます。
最新情報については「住まいの復興給付金」ホームページ (<http://fukko-kyufu.jp>)、またはコールセンター (0120-250-460) にてご確認ください。
- 新型コロナウイルス感染症予防の為、ご来場いただく際はマスク着用のご協力をお願いいたします。
また、風邪や発熱等の症状がみられる場合は、ご来場をお控えください。
- 混雑状況により、相談件数・相談時間を制限させていただく場合があります。
各会場開始時間の15分前より受付を行います。
- 申請の受付は郵送受付のみです。申請相談会では申請書類の事前確認を行うことはできませんが、申請書類をご提出いただくことはできません。

ご注意ください



- 自治体や住まいの復興給付金窓口を名乗り、電話口で銀行の口座情報を聞き取るようなケースが報告されています。住まいの復興給付金事務局では、電話口で一方向的に口座情報を聞き取るようなことは行っておりませんので、そのような電話があった際にはご注意ください。
- 住まいの復興給付金制度の申請期限は、再取得住宅の引渡し日から1年以内です。
※1年を過ぎた場合、申請することはできません。
※申請受付終了日：令和4年(2022年)12月31日(予定)
(令和3年(2021年)12月31日までに引き渡された住宅が対象)